

入札による市有地売却応募要領
入札参加心得書

2026 年 8 月

袋 井 市

環境水道部水道課

目 次

入札による市有地売却応募要領

1 入札による売却する市有地	1
2 売払条件等	1
3 入札参加資格者	1
4 入札参加申請書の受付期間、場所等	1
5 現地説明会	2
6 入札日時等	2
7 落札者との契約手続き	3
8 所有権移転登記手続き等	4
9 入札に関する問い合わせ先及び入札参加申請書の郵送先	4
物件調書	5
一般競争入札による売払実施要領（抜粋）	7

様式

入札参加申込書	11
利用計画書（記入例）	12
利用計画書	13
入札書（記入例）	14
入札書	15
委任状（記入例）	16
委任状	17
暴力団排除に関する誓約書	18
土地利用に関する誓約書	19
土地売買契約書	20

問い合わせ先

袋井市役所環境水道部水道課水道経営係

（袋井市役所 3 階）

電 話 0538-84-6058

袋井市ホームページ

URL <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp>

入札による市有地売却応募要領

1 入札により売却する市有地

入札により売却する市有地は以下のとおり。詳細については、この応募要領の物件調書（P 5～P 6）をご覧ください。

物件番号	地 番	地 目	面積(m ²)	予定価格（円）
1	袋井市堀越 1775 番 1	水道用地	49 m ²	397,000 円

（注）入札価格が予定価格以上でないと落札できません。

2 売払条件等

- （１）現況有姿にて引き渡しますので、数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは、損害賠償の請求をすることができません。
- （２）立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去や、ごみ集積場・電柱・街路灯・防犯灯・交通標識などの撤去・移設などの費用負担及び調整は、落札者側の御負担となります。
- （３）本物件の地下埋設物調査、地盤調査、土質調査は行っておりません。必要な調査費用等は、落札者側の御負担になります。登記に係る費用や水道の引き込みに係る費用等も同様です。
- （４）落札者は、買い受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用途で使用することはできません。

また、これらの用途で 사용되는ことを知りながら、所有権を第三者に移転若しくは貸し出すことはできません。

3 入札参加資格者

一般競争入札による売払実施要領第 2 条（P 7）に該当する方は、入札に参加できませんので、ご注意ください。

4 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込書の提出がない場合は、入札に参加できませんので、ご注意ください。
なお、申込に当たっては、決められた様式（P 11～P 19）にて申請してください。

(1) 受付期間

2026 年 8 月 12 日（水）から 2026 年 9 月 11 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く）

(2) 受付場所

袋井市役所 環境水道部 水道課 水道経営係（袋井市役所 3 階）

(3) 提出書類

申し込みの際には次の書類を御提出ください。提出書類の不備がある場合は、受付できませんので御注意ください。なお、提出書類はお返ししません。

ア 入札参加申込書（様式第 1 号）

イ 利用計画書（様式第 2 号）

土地利用目的、利用計画及び利用開始時期は明確に記載してください。

ウ 市税完納証明書（申請者が本市在住者又は事業所などが所在する場合）

取得先：袋井市役所納税課納税証明係

※ 発効後 3 か月以内のもの 1 通

エ 申込者の住民票謄本（法人の場合は登記簿謄本）

※ 本籍が記載されている発行後 3 か月以内のもの 1 通

オ 身分証明書（申請者が個人の場合）

※ 発行後 3 か月以内のもの 1 通

カ 暴力団排除に関する誓約書

キ 土地利用に関する誓約書

(4) 受付方法

持参または郵送（必着）により提出してください。

5 現地説明会

説明会の開催は予定しません。物件調書を参考に、直接現地確認をお願いします。

6 入札日時等

入札に参加できるのは、事前に入札参加申込書を提出した方のみとなりますので、ご注意ください。一般競争入札による売払実施要領(抜粋)（P 7～）には、重要な事項が記載されていますので、よくお読みになった上で入札に参加してください。

(1) 入札執行の日時及び場所

2026 年 9 月 25 日（金）午前 10 時 00 分～ 袋井市役所 3 階 303 会議室

(2) 入札方法

本人又はその代理人が入札書を提出してください。なお、入札書はこの応募要領の入札書の様式（P15）を使用してください。

(3) 入札保証金

ア 入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の額を、現金により入札執行場所で納付していただきます。入札保証金が所定の額（入札金額の 100 分の 5）に不足する方のした入札は無効となりますので、ご注意ください。

イ 受付日時は 2026 年 9 月 25 日（金）午前 9 時 20 分から午前 9 時 50 分までとし、受付場所は隣接する 304 会議室とします。

ウ 入札保証金は、落札者以外の参加者には入札終了後、ただちに返還します。落札者には、契約締結後に入札保証金を返還します。落札者の申出により返還を受ける入札保証金を、契約保証金の一部に充当することができます。

エ 入札の無効事由

入札の無効事由に該当しないよう、ご注意ください。なお、詳細は一般競争入札による売払実施要領(抜粋)第 9 条（P 8）をご覧ください。

(4) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、当該入札者を対象として、再度入札を 1 回を限度として行います。

再度入札に備え、予備の入札書の用紙をご用意ください。

イ 1 回目の入札が無効となった方は、再度入札には参加できません。

ウ 再度入札をしても、予定価格に達しない場合には入札を打ち切ります。

7 落札者との契約手続き

契約手続きの詳細については、入札終了後、落札者に説明を行います。

(1) 契約書の提出等

落札した日から 7 日以内に、市の定める契約書を提出していただくとともに、契約保証金として落札金額の 10%以上の金額を納付していただきます。ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合には、その期間を延長することができます。

(2) 売買代金の支払い

契約締結から 30 日以内に、売買代金を納付していただきます。ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

(3) 契約不履行

落札者が、2026 年 10 月 1 日（木）までに契約を締結しない場合は、入札保証金は袋

井市に帰属します。

8 所有権移転登記手続き等

売買代金の納付後、市が所有権移転登記手続きを行います。なお売買契約締結時の収入印紙代、登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は落札者の負担となります。

9 入札に関する問い合わせ先及び入札参加申請書の郵送先

〒437-8666 袋井市新屋一丁目 1 番地の 1

袋井市役所環境水道部水道課水道経営係（袋井市役所 3 階）

電 話 0538-84-6058

※ 袋井市ホームページの新着情報「水道用地を入札で売却します」で入札に関する情報を提供しています。 URL <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp>

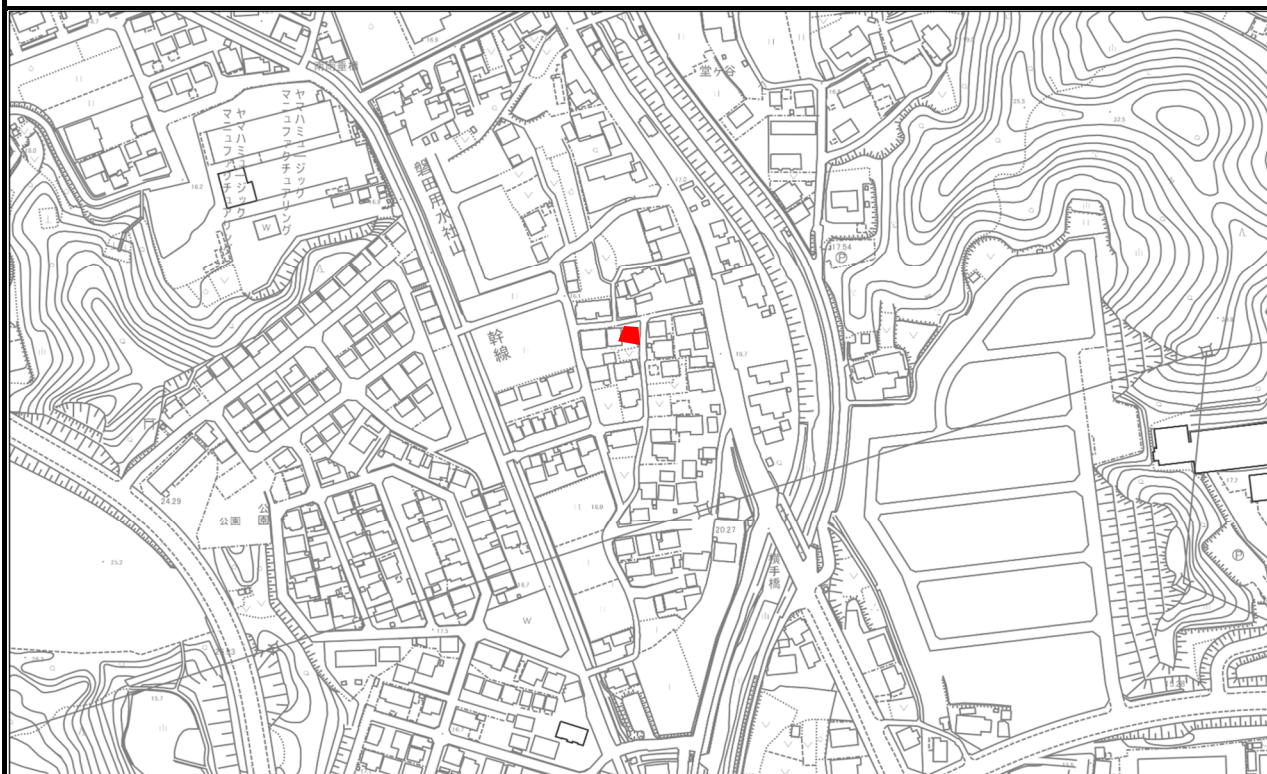
物 件 調 書

物 件 番 号	1	予 定 価 格	3 9 7 , 0 0 0 円
------------	---	------------	-----------------

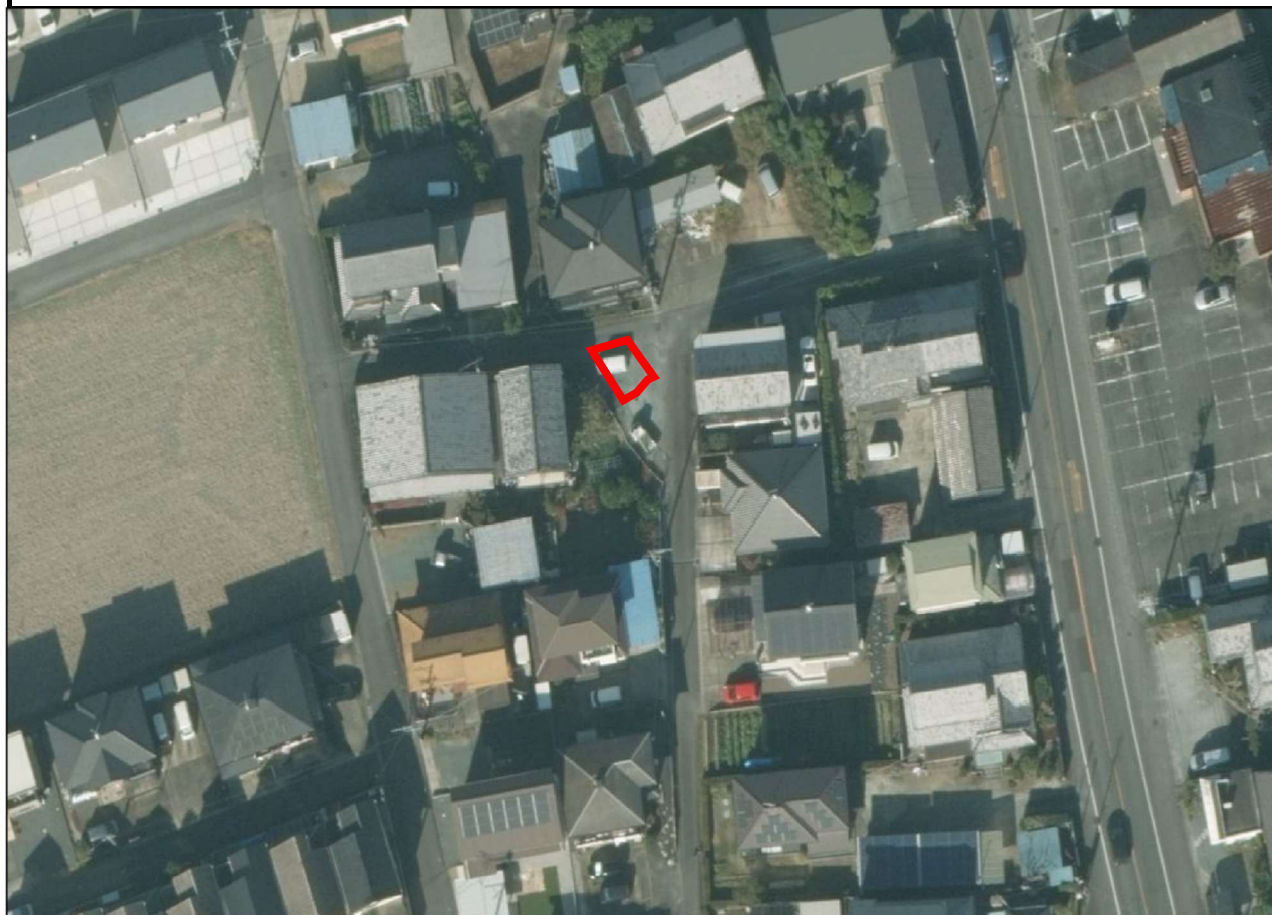
所在地		現況地目	登記地目	実測数量	登記地積	備考
堀越1775番 1		雑種地	水道用地	49㎡	49㎡	形状：別紙のとおり
接面道路の状況		敷地東側 幅員約4m 道路 敷地北側 幅員約3.2～4m 市道 堀越上5号線				
法令等に 基づく制限	用途地域	無指定地域			斜線制限	有
	指定建ぺい率	60%			日影制限	有
	指定容積率	200%				
	その他					
処理供給 施設の状況	ライフライン	利用可能な施設	設置状況等	連 絡 先		
	上水道	市上水道	無	袋井市水道課		
	下水道	市下水道	無	袋井市下水道課		
	ガ ス	都市ガス	無	袋井ガス(株)		
交通機関	鉄 道	J R 東海道本線 袋井駅まで 約3.4km				
公共施設等 物件からの 直線距離	市役所	約2.9km	総合健康センター		約1km以内	
	市立袋井北小学校	約1.5km	市立周南中学校		約1km以内	
参考事項	・ 現況有姿にて引き渡しますので、数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免もしくは、損害賠償の請求をすることができません。 ・ 立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去や、ごみ集積場・電柱・街路灯・防犯灯・交通標識などの撤去・移設などの費用負担及び調整は、落札者側の御負担となります。 ・ 本物件の地下埋設物調査、地盤調査、土質調査は行っておりません。必要な調査費用等は、落札者側の御負担になります。登記に係る費用や水道の引き込みに係る費用等も同様です。 ・ 当該物件は、第4水源跡地であり、井戸施設が埋設されていましたが、埋め戻し済です。					

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者において、現地確認や諸規制の状況等の調査確認を行ってください。

位 置 図



航 空 写 真



袋井市普通財産の一般競争入札による売払実施要領(抜粋)

(趣旨)

第1条 【略】

(入札に参加する資格を有しない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 袋井市普通財産売払要綱第7条の規定に該当する者

「袋井市普通財産売払要綱第7条」抜粋

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項に該当する者
- ・地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当し3年を経過しない者
- ・地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- ・袋井市暴力団排除条例(平成23年袋井市条例第30号)に定める暴力団、暴力団員及びその利害関係者並びに代理関係にあると認められる者
- ・役員等が暴力団員であるなど、暴力団が経営に実質的に関与していると認められる法人及び団体
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- ・市税等の公金を滞納している者

(2) 入札参加申請書を指定した期日までに提出しなかった者

2 前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、別に参加資格を制限できるものとする。

(入札の公告)

第3条 入札の公告は、市の掲示板及び市ホームページに掲載するほか、その他の方法により行うものとする。

(公告の事項)

第4条 【略】

(提出書類)

第5条 入札に参加することを希望する者は、指定する期限までに次に掲げる書類を環境水道部水道課に提出しなければならない。

- (1) 入札参加申込書(様式第1号)
- (2) 利用計画書(様式第2号)
- (3) 市税完納証明書(申込者が本市在住者又は事業所等が所在する場合)
- (4) 申込者の住民票謄本(法人の場合は登記簿謄本)
- (5) 身分証明書(申込者が個人の場合)
- (6) その他必要な書類

(現地説明会の開催)

第6条 【略】

(入札保証金)

第7条 入札保証金の額は、公告で定める。

- 2 参加者は、指定した期日までに、入札保証金を納付しなければならない。
- 3 入札保証金には、納付した日から還付を受ける日までの期間に対する利息は付さない。

(入札の方法)

第8条 参加者は入札書(様式第3号)を、本人又はその代理人が入札執行日に入札執行の場所に出頭し、封書にて提出しなければならない。

- 2 入札書には、参加者の住所、氏名(法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名)を記入の上、押印しなければならない。
- 3 代理人が入札する場合には、入札前に委任状(様式第4号)を提出しなければならない。
- 4 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はすることができない。

(入札書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 入札保証金が所定の額に満たない者
- (3) 委任状がなく参加者の代理人として入札した者
- (4) 入札保証金及び入札書を指定した日時及び場所に提出しなかった者
- (5) 参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者

- (6) 金額を訂正した入札書の提出をした者
- (7) 鉛筆書き等、書換え可能な筆記用具を用いた入札書の提出をした者
- (8) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者
- (9) 談合その他不正行為を行ったと認められる者
- (10) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者
- (11) 入札対象財産1件につき自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者
- (12) 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者
- (13) 入札書を郵送してきた者
- (14) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

(開札)

第 10 条 開札は、入札執行の場所において、入札終了後直ちに参加者を立ち合わせて行う。

(落札者の決定方法)

第 11 条 落札者は、予定価格以上かつ最高金額を入札した者とする。この場合において、最高金額を入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該参加者にくじを引かせ落札者を定めるものとする。

(再度入札)

第 12 条 開札の結果、落札者がいない時は、当該入札参加者を対象として、再度入札を行う。

2 再度入札は1回を限度とする。

3 第9条第1号から第4号及び第9号から第 12 号までの規定に基づき無効となった者は、再度入札には参加できないものとする。

(入札結果等の通知)

第 13 条 落札者があるときは、その金額を、落札者がいないときはその旨を、入札参加者に告知する。

2 落札者には、契約の締結について必要な事項を通知する。

(入札保証金の返還)

第 14 条 入札終了後速やかに、落札者を除く参加者に、入札保証金を返還する。

2 落札者の入札保証金は、売買契約を締結したときに返還する。ただし、落札者の申し出により、これを契約保証金に充当することができる。

(売買代金の納付)

第 15 条 落札者は、売買代金を市が指定する期日までに納付しなければならない。

2 落札者が前項の代金を納付しないときは、契約を解除することができる。この場合において、契約保証金は市に帰属する。

(所有権の移転等)

第 16 条 市は、売買代金の納付を確認した後速やかに、売払い地の所有権の移転登記手続きを行うものとする。

(公租公課等)

第 17 条 売買契約の締結に要する収入印紙代、売却後の土地の所有権移転に要する登録免許税及び所有権移転後の原因により生じた公租公課等は、落札者の負担とする。

(その他)

第 18 条 【略】

様式第 1 号（第 5 条関係）

入札参加申込書

年 月 日

袋井市長

申込者 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名)

袋井市普通財産の一般競争入札による売払い実施要領第 5 条の規程により、入札参加を申し込みます。

1 買受希望物件の所在地及び面積

物件番号	所 在 ・ 地 番	面 積
		m ²

2 土地利用の目的・利用計画

別紙利用計画書のとおり

利用計画書の記入例

利 用 計 画 書

入札参加申請者の住所・氏名・電話番号を記入
※押印は不要です。

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者名)

電 話

項 目		内 容			備考	
1	買受希望の土地	所在地	袋井市新屋一丁目 1 - 1			
2	土地の種目等	地 目	宅 地	地 積	200.00㎡	
3	土地利用目的	住宅・事務所・店舗・作業所・その他（分譲）				
4	利 用 計 画	住 宅	本人用 家族用・貸家・その他（ ）			
		事務所	事務内容 （例：建築設計等）			
		店 舗	営業内容 （例：文具等）			
		作業所	作業内容 （例：木工組立て等）			
		その他	用途内容 （例：住宅用地分譲〇区画）			
5	利用開始時期	令和 年 月 日予定（指定期日を指す。）				
6	施設等の供する業の性質	□風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供さない施設です。				
7	公害の処理について	□汚水、有害物、ばい煙、騒音等の公害源となるものを敷地外に放出することはありません。				

該当する利用目的を囲む
物件番号1及び2は「住宅」又はその他(分譲)となります。

具体的な内容を記載してください。

(注)

- 1 この利用計画書は、入札参加申請書に添付してください。
- 2 この利用計画書は、売買契約時の土地の用途指定事項となりますので、正確に記入してください。
- 3 この利用計画書の提出後に変更が生じたときは、市と協議のうえ、変更後の利用計画書を提出してください。

様式第2号（第5条関係）

利 用 計 画 書

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者名)

電 話 () —

項 目	内 容				備考
1 買受希望の土地	所在・地番	袋井市			
2 土地の種目等	地 目		地 積 (合計)	m ²	
3 土地利用目的	住宅・事務所・店舗・作業所・その他 ()				
4 利 用 計 画	住 宅	本人用・家族用・貸家・その他 ()			
	事務所	事務内容			
	店 舗	営業内容			
	作業所	作業内容			
	その他	用途内容			
5 利用開始時期	令和 年 月 日予定				
6 施設等の供する 業の性質	☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供さない施設です。				
7 公害の処理について	☐ 汚水、有害物、ばい煙、騒音等の公害源となるものを敷地外に放出することはありません。				

- (注) 1 この利用計画書は、入札参加申込書に添付してください。
- 2 この利用計画書は、売買契約時の土地の用途指定事項となりますので、正確に記入してください。
- 3 この利用計画書の提出後に変更が生じたときは、市と協議のうえ、変更後の利用計画書を提出してください。

入札書の記入例

様式第3号（第8条関係）

入 札 書

令和 年 月 日

袋井市長 大 場 規 之 様

入札参加者の住所・氏名を記入

入札者 住 所

押印

氏 名

(名称及び代表者名)

印

代理人が入札する場合は、上記に入札参加者の住所・氏名を記入（押印不要）の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状代理人使用印を押印する。

代理人住所

代理人氏名

印

袋井市普通財産の一般競争入札による売払い実施要領その他関係法令を遵守し、入札及び契約に関する事項を承諾の上、次の金額をもって入札します。

			億	千万	百万	十万	万	千	百	拾	円
入札金額		¥	1	0	0	0	0	0	0	0	0

物件番号、入札対象財産の所在地、地目、面積を記入。

黒インクの万年筆又はボールペンで、算用数字で記入。数字の前に「金」又は「¥」を記入。

買受けを希望する財産

物件番号	入 札 対 象 財 産	地 目	面 積 (㎡)
1	袋井市新屋一丁目1-1	宅 地	200.00㎡

- (注) 1 記入には黒インクの万年筆又はボールペンを使用し、金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。

入札書

年 月 日

袋井市長

入札者 住 所
(所在地)

氏 名 ⑩
(名称及び代表者名)

代理人住所

代理人氏名

袋井市普通財産の一般競争入札による売払い実施要領その他関係法令を遵守し、入札及び契約に関する事項を承諾の上、次の金額をもって入札します。

			億	千万	百万	十万	万	千	百	拾	円
入札金額											

入札物件

物件番号	所 在 ・ 地 番	面 積
		m ²

(注)

- 1 黒のボールペン又は万年筆を使用し、金額は算用数字を用い、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 金額の訂正は行なわないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。

委任状の記入例

様式第4号（第8条関係）

委任状

令和 年 月 日

袋井市長 大場 規之 様

入札者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

入札参加者の住所・氏名を記入

押印

私は、下記財産の買受けについて、
に關する一切の権限を委任いたします。

代理人を記入

代理人の使用印を押印

物件番号、入札対象財産の所在地、地目、面積を記入。

記

物件番号	入 札 対 象 財 産	地 目	面 積 (㎡)
1	袋井市新屋一丁目1-1	宅 地	200.00㎡

委任状

年 月 日

袋井市長

入札者 住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者名) ⑩

次の財産の買受について、 ⑩ を代理人と定め、物件の買受の
入札に関して一切の権限を委任します。

物件番号	所 在 ・ 地 番	面 積
		m ²

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

袋井市長 大 場 規 之 様

住 所

氏 名

印

(名称及び代表者名)

私は、下記事項について該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

また、市が暴力団排除に必要な場合には、警察等関係機関に照会することを承諾します。

記

- 1 役員等（契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者、その他の団体にあつては法人等の役員と同等の責任を有する事務所の代表者を言う。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）に該当する者
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 4 1から3に該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- 5 上記1～4に反する場合の本契約の解除等、市が行う一切の措置について異議の申し立て、また、本契約解除によって生じた損害の賠償請求も行いません。

土地利用に関する誓約書

令和 年 月 日

袋井市長 大 場 規 之 様

住 所

氏 名

印

(名称及び代表者名)

袋井市の土地を購入するにあたり、下記の内容を順守することを誓約します。

記

- 1 土地利用については、入札参加申し込みの際、市へ提出した利用計画書（様式第2号）で指定した用途を遵守します。
- 2 袋井市が、前項に規定する指定用途の履行状況等を確認するために、必要に応じて実地調査を行うことを認めます。

売却人 袋 井 市（以下「甲」という。）と、買受人 **【※ 落 札 者】**（以下「乙」という。）とは、次の条項により、売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を忠実に履行しなければならない。

（目的）

第 2 条 甲はその所有する次に掲げる土地（以下「当該土地」という。）を乙に売渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所 在 地	地 目	地 積
堀越1775番 1	水道用地	49㎡

（売買代金の額）

第 3 条 当該土地の売買代金は、金 **【※ 落 札 金 額】** 円とする。

（契約保証金）

第 4 条 乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金 **【※落札金額の 1 割以上の額】** を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。

3 乙がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付方法等）

第 5 条 乙は、売買代金（前条第 1 項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書により 年 月 日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

ただし、乙が甲の指定する期日までに売買代金を納付できない特別の理由があり、甲がやむを得ないと認めた場合は、その期日を必要な期間延長することができる。

2 乙が前項の売買代金を甲の指定する期日まで納付しなかったときは、その納期限の翌日から納付日の日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の年率の割合で計算して得た額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第 6 条 当該土地の所有権は、売買代金を完納した日に移転するものとする。

2 所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行

うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

(当該土地の引渡し)

第7条 甲は、当該土地の所有権が乙に移転した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において乙に引き渡すものとする。

(特則)

第8条 乙は、当該土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら所有権を第三者に移転若しくは貸してはならない。

2 甲は、前各項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、調査を実施し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(公租公課等の負担責任)

第9条 所有権移転登記完了後における当該土地の公租公課その他の一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された当該土地が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除等)

第11条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときには、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は当該土地を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、契約違反者がその相手方に損害を与えたときは、契約違反者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

4 第4条に規定する契約保証金は、前項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(合意管轄)

第12条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所浜松支部を管轄裁判所とする

ことに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 13 条 この契約に定めるもののほか必要な事項については、法令の定めるところによるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 袋井市新屋一丁目 1 番地の 1
袋井市長 大 場 規 之 印

(乙)
印